

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市中央区港島中町八丁目2番15号－
A

氏 名 株式会社オールユニテック
代表取締役 植野 芳美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 江崎 禎英



許可の年月日 令和 7年 6月16日

許可の有効年月日 令和12年 6月15日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃水銀等、特定有害鉛（六価クロム、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（1，4－ジオキサン、六価クロム、ダイオキシン類、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害燃え殻（六価クロム、ダイオキシン類、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、ベンゼン、1，4－ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（有機リン、六価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1，4－ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、シアン化合物を含むもの）、特定有害廃酸（有機リン、六価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1，4－ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、シアン化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃アルカリ（有機リン、六価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1，4－ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、シアン化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）

以上 13種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は

許可番号 02150205854

保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 6月16日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
令和 6年 1月29日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 6年 5月15日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 7年 6月16日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 ・ ☐ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☐ 無